

## 企画競争説明書

業務名称： エジプト国ポンプ維持管理アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

案件番号： 180429

### 【内容構成】

- 第 1 企画競争の手続き
- 第 2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第 3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第 4 業務実施上の条件

2018年12月 5日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月 5日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：エジプト国ポンプ維持管理アドバイザー業務【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間（予定）：2019年2月 ～ 2021年3月

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

【担当課、担当者氏名及びメールアドレス】

調達部契約第一課

【担当者氏名】木戸 正巳

【メールアドレス】Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

### 5 競争参加資格

#### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

## (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

### 1) 全省庁統一資格

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」

(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照のこと。

### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

## (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

## (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定

する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2018年12月12日（水）12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2018年12月17日（月）までに当機構ホームページ上に行います。

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2018年12月21日（金）12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りません。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1

部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）  
なし
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
該当なし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) ZMW1=9.708920 円
  - b) US\$ 1 =112.201000 円
  - c) EUR 1 =127.778000 円円
- 5) その他留意事項  
なし

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 総括/ポンプ機場運用・維持管理
  - b) ポンプ機場基礎調査/計画設計
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 6.20M/M

評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### (1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

### 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月29日（火）までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果（順位）及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.htm>

↓

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。



- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）：**なし**

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：灌漑施設またはポンプ機場設備に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

###### 【業務主任者：総括／ポンプ機場運用・維持管理】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと。）

###### a) 類似業務の経験：ポンプ機場の運用・維持管理に係る各種業務

###### b) 対象国又は同類似地域：エジプト国及び中東地域での業務経験

###### c) 語学能力：英語

###### d) 業務主任者等としての経験

###### e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必

要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 ポンプ機場基礎調査/計画設計】

- a) 類似業務の経験：ポンプ機場の設計計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：エジプト国及び中東地域での業務経験
- c) 語学能力：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙1：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力：総括/ポンプ機場運用・維持管理	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者の経験・能力：	(-)	(13.00)
ア) 類似業務の経験		5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1.00
ウ) 語学力		2.00
エ) 業務主任者等としての経験		3.00
オ) その他学位、資格等		2.00
③業務管理体制、プレゼンテーション	-	(8.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：ポンプ機場基礎調査/計画設計	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

### 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）

#### 1. 業務の背景

エジプトのほとんど地域は乾燥帯に属し、年間降水量は極めて少なく（カイロは18mm程度）、天水農業に適さない。ただし、古代より国の南北に流れるナイル川の水を生活用、産業用に利用してきており、ナイル川周辺では平坦な土地に水路を張り巡らせ、灌漑農業によって人々の生活が営まれてきた。今日に至ってもエジプト就業人口の約29%を農業関係者を占めるなど、同国の農業人口の割合は高い。

灌漑農業はエジプト農業の基盤であるが、近年、末端農家まで十分に水が行き渡らない懸念が出ている。エジプトの人口増加率は約2.4%（2016年）であり、これに応じて一人当たりの使用可能水量が低下、2025年には絶対的な水不足のレベル 500m<sup>3</sup>/人/年に陥るといわれている。水資源の97%はナイル川に依存し、スーダンとの1959年の協定で、エジプトは年間 555 億トンの既得水利権を有するに過ぎない。加えて、水資源利用に関して、近年ナイル川上流のエチオピアでの新規ダム建設に伴いエジプトに流入する河川水量の低下が懸念されており、これは外交レベルの問題に発展している。このためエジプトでは、限られた水資源をいかに効率よく効果的に末端農家まで供給できるかが重要となっており、エジプトにおける灌漑農業の維持は、同国の生命線と言えるものである。

灌漑農業において、ポンプ機場の維持管理は重要な事項である。ポンプは、限られた水資源を計画的に適切な地域に必要な量を配分するなど、水資源管理の一翼を担う。同国は18～19世紀から欧州（英国等）の技術指導を受け、全国各地にポンプ機場が設置され、これにより灌漑地域を拡大させ、農業開発を行ってきた歴史を有しており、現在、本件の要請機関であるエジプト国水資源・灌漑省（Ministry of Water Resources and Irrigation、MWRI）の機械・電気総局（Mechanical and Electircal Department、以下、「MED」）がこれを担っている。

MEDは、水資源・灌漑省の外局で、900名のエンジニア（Engineer、機械系、電機系、土木系と担当分野あり）と700名のテクニシャン（Technican）を含めた総勢11,000名の職員を抱える省内最大の組織である。MEDが管轄するポンプ<sup>1</sup>で水が供給される農地・土地の範囲は、2,000フェッダン（Feddan<sup>2</sup>、約840ha）に及び、組織構成として情報部、設計部、プロジェクト計画部、上エジプト局（4部）、下エジプト局（4部）の11部となる。また地方部局としては24地方局（県単位（一部複数県））、159の灌漑区（District）事務所が設置されている。

このMEDのエンジニア、テクニシャンの多くがシニア世代であり、シニアのエンジ

<sup>1</sup> MEDは、約600か所の用水・排水・排水再利用ポンプ、約300か所の深井戸ポンプ、46か所のフローティングポンプを有する。これらはいずれも2.0m<sup>3</sup>/s程度以上のポンプ容量を持つ「大型ポンプ」である。なお、MED管轄外の小型ポンプとして、支線用水路やメスカ（農業内水路）末端に設置された再利用ポンプ、メスカ内の灌漑ポンプ、エジプト農業省が設置したポンプがあり、全国にかなりの数設置されている。

<sup>2</sup> エジプトの面積単位で1feddan=0.42ha



ニア、テクニシャンから若手のエンジニア、テクニシャンへの技術移転など人材育成体制の構築が急務となっている。ハード面に関しても、古いポンプ場も多く、日常の維持管理はもとより、更新事業が求められている。

これまでエジプトでは、政府開発援助（ODA）だけではなく民間事業も通じて多くの日本製ポンプが納められている。MEDは製品の質だけではなく日本の技術者のレベルを高く評価していることが、今般、MEDが管轄する農業灌漑向けポンプ機場の維持管理に関する技術指導と、これらポンプ機場の更新計画を策定指導する本専門家派遣への要請へとつながった。

今般、JICAが現在派遣のJICA個別専門家「効率的な水資源管理政策アドバイザー」を通じて事前に調査したところ、1954年製の農業灌漑向けポンプなどかなり古いものが現役で稼働しており、MEDは外国製のポンプを自国で製造したパーツで補修するなどして対応しているケースがみられた。ただし、農業灌漑向けポンプ機場の維持管理は、MEDの機械系、電気系エンジニア中心に対応しているが、修繕用施設（ワークショップ）も十分に整っておらず、オーバーホール（完全検査・修理）の実施や、体系的な整備は行われていない状況である。そもそも維持管理にあたるエンジニア、テクニシャンへの知識の更新はなされていない。

以上から、ナイル川の上流から地中海河口デルタ域に設置されている全国のMEDが管轄する農業灌漑向けの主に大型ポンプ機場に関わるエンジニア、テクニシャン全体の底上げのための技術指導・研修を実施、また全国主要ポンプ機場更新のための情報を収集・分析を行い、我が国の資金援助の可能性も含め、同分野への将来の協力の方向性について議論することが、本専門家派遣の主な業務となる。ここで議論された内容は、今後実施が計画されている我が国の灌漑セクターローンの内容を検討する上で、重要な情報となる。

なお、本業務は、2017年度の要望調査でエジプトからの技術協力専門家としての要請に基づく協力であり、我が国は有償資金協力に関連する協力と判断し、本件を実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

エジプト ポンプ維持管理アドバイザー業務

### (2) 上位目標

MEDによって、管理する全国ポンプ機場の維持管理計画が検討される。

### (3) 目標

MEDが管理するポンプ設備の内、大型ポンプ機場の維持管理に関するMED等の組織、人材育成が図られ、併せて全国主要ポンプ機場の更新計画が検討される。

### (4) 期待される成果

成果1：大型ポンプ機場の維持管理についての、MEDを主とする対象機関の能力強化がはかれる。

成果2：ポンプ機場の運用・維持管理についての現状分析、課題整理がなされ、その結果を基に本分野の今後の協力の方向性、我が国の資金協力との連携内容が検討される。

#### (5) 活動の概要

##### 【成果1に関連して】

- 1-1 MEDの所管するポンプ及び関連施設の概況とエンジニア、テクニシヤンの能力レベルの把握（活動2-1と共通）
- 1-2 実施機関内のリソースパーソンの確認
- 1-3 ポンプの機能診断及びメンテナンス技術に関する研修内容の検討
- 1-4 ポンプ機場の整備または更新計画、設計技術に関する研修内容の検討
- 1-5 トレーニングカリキュラムの構成検討
- 1-6 検討されたカリキュラムに基づくトレーニングの実施
- 1-7 一連の研修実施プロセスの取りまとめ、教訓を抽出、研修内容の見直し
- 1-8 MEDが実施する研修実施体制の構築

##### 【成果2に関連して】

- 2-1 MEDの所管するポンプ及び関連施設の概況と技術者の能力レベルの把握
- 2-2 現存するポンプ更新計画の確認
- 2-3 MEDにおける今後の協力のニーズを調査、分析
- 2-4（本邦技術の活用が有効な分野を検討するため）他ドナーの関連分野での協力状況の整理
- 2-5（円借款との連携、新規案件形成の可能性を含む）JICAに対する当該分野における今後の協力の方向性への提言

#### (6) 対象地域

カイロを拠点としたエジプト全国（安全管理上渡航できない地域を除く）。

#### (7) 関係官庁・機関

【和文】水資源・灌漑省 機械・電力総局

【英文】Mechanical and Electircal Department (MED),  
Ministry of Water Resources and Irrigation (MWRI)

### 3. 業務の目的

本業務は、MEDが管理するポンプ設備の内、大型ポンプ機場の運用・維持管理(O&M)に関し、必要な研修計画（カリキュラム、ToT体制、教材等）の作成し、それに基づ

き研修を実施、加えて全国主要ポンプ機場の更新計画について議論を通じ、MEDの組織、人材育成を実施することを目的とする。

#### 4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 業務の実施方法

- 本業務の現地実施期間は、現地派遣開始後約24か月間とする。
- 本業務は複数の分野の人材によるシャトル派遣を想定するものであるが、活動の継続性を確保し、現地事情や活動状況に合わせた柔軟な対応が求められるため、期分けは行わない。
- コンサルタントは、対象国の状況や課題を随時確認、分析し、業務進捗状況をモニタリングの上、必要に応じ活動計画の修正を検討、JICAに提案する。JICAは提案内容を検討・協議の上、必要な計画変更を行うものとする。

##### (2) 専門家チームの派遣

本業務は、「6. 業務の内容」で示すとおり「総括/ポンプ機場運用・維持管理」を中心に実施するが、本件で対処すべきナイル川流域ポンプ機場の課題に対応すべく複数の分野の短期専門家を組み合わせたチーム派遣の形態をとる。なお、本業務指示書に示された業務の目的達成のため、適切と考える専門家の派遣分野及び時期がある場合、プロポーザルにて提案すること。

##### (3) 適時の十分な情報共有1（他専門家等）

エジプト灌漑分野は、本業務のほか、MWRI派遣の政策アドバイザー（個別専門家「効率的な水資源管理政策アドバイザー」）が派遣されており、またエジプト政府から要請中の灌漑分野の協力事業等があり、これら関連案件並びに関係者との情報共有も行いながら、連携して事業を進めることを必要とする。特に、我が国によるエジプトにおける灌漑分野の協力全体において、方針の相違、内容の齟齬が生じないように十分注意すること。

##### (4) 適時の十分な情報共有2（JICA）

業務の計画、進捗、結果等については、適切な時期にJICA農村開発部、JICAエジプト事務所と共有・議論する。

各専門家の出発、帰国の際にはJICA農村開発部と、現地活動の開始、終了時にはJICAエジプト事務所とそれぞれ打合せを実施するとともに、現地ではJICAエジプト事務所

と毎月の進捗確認の打ち合わせを行う。

各専門家の渡航に際し、活動計画及び進捗報告（毎月）、帰国報告を書面による提出を行うこと。

#### （５）エジプトのセキュリティクリアランス

外国人がエジプトの政府関係者と協議面談する場合、エジプト治安当局（内務省等）のセキュリティクリアランスを受ける必要がある。クリアランスのレベルは、国籍や活動内容で異なり、日本人以外の外国人の場合、セキュリティクリアランスのレベルが高くなることもあり、許可を得ることが難しくなるので留意が必要。

なお、当該国のセキュリティクリアランスによる活動の制約を低減するため、政府機関外で、情報提供型のワークショップや研修を実施する形態をとる場合もある。

## 6. 業務の内容

### （１）業務の進め方

本業務は2年間の協力期間において、MEDの大型ポンプ機場維持・管理に係る研修プログラムの策定とその実施、現状分析と課題整理に基づく今後の全国のポンプ機場分野協力の方向性、更に我が国資金協力との連携について整理、提言を行うものである。

本業務を進めるにあたっては、MEDの事業実施計画並びに人材育成計画、また現在の組織的能力等を把握しながら、大型ポンプ機場維持管理に関する研修計画を策定、この研修を実施することを想定する。なお、並行的に実施する現有ポンプ機場の運用・維持管理に関する現状分析調査を通じて得られた情報は、この研修計画に反映させることとし、そのため本業務は、常時、工程を見直しながら進めることとする。

### （２）期待される成果別の業務

期待される成果1に関連する業務として、以下はJICA事務所が今般MEDから聞き取った研修要望内容である。本業務ではこれら想定される研修をベースにMED側と議論の上、具体的な研修計画を策定する。

#### 【想定される研修内容】

- ① ポンプ機場の計画設計（基礎） 【対象：エンジニア】
- ② ポンプ機場の維持管理 【対象：エンジニア、テクニシャン】
- ③ ポンプの振動診断と同期調整技術 【対象：中央ラボのエンジニア】

この内、現在のMEDが有する課題の緊急度を考え、MEDが管理するポンプ機場の維持管理技術の向上を優先することとし、このため上記の内「②ポンプ機場の維持管理」の能力向上が最優先となる。

なお、「①ポンプ機場の計画設計」については本業務の対象とするものの、ソフト

支援としてポンプ機場の計画設計に関する技術指導、人材育成までに留め、ハード支援に相当する機材供与や施設整備までは想定はしない。ここでは研修実施を通じて、将来のポンプ機場更新計画策定の知識となる基礎的な講義と指導を行い、人材育成、組織強化を図ることとする。

期待される成果2に関連する業務として、同国は全国ポンプ機場の機能強化の実施を見越して、必要なポンプ機場の整備計画を策定する必要があるが、本業務ではこの整備計画案を検討するために必要な情報を収集、課題を抽出し、NWRI側にアドバイスを行うこととする。なお、MEDのポンプ等の修繕用施設（ワークショップ）の機能強化計画に対する必要なアドバイスも含む。

### （3）日本側業務実施体制（専門家チーム派遣）

本業務は、大型ポンプ機場の維持管理に関する技術移転や研修が主となるが、MEDが管理する全国のポンプ機場の情報収集、研修プログラムの提案、将来の協力方針の提案といった調査・協議が含まれる。

ただし、これら業務を実施するため、ポンプ機場の知見、ポンプ機そのものの知識、水資源管理の知見など、対象とする範囲が多岐に亘るため、全ての業務を一人の専門家のみが担うのは難しいと考えられる。このことから、上述のとおり、本業務では以下の分野を想定した専門家チーム派遣も可能とする。

- （1）総括/ポンプ機場運用・維持管理
- （2）ポンプ機場基礎調査/計画設計
- （3）研修計画/業務調整

成果1に関して、「総括/ポンプ機場運用・維持管理」専門家及び「研修計画/業務調整」専門家が主に担当する。成果2に関しては、「ポンプ機場基礎調査/計画設計」専門家が担う。

### （4）ステージ別業務の進め方

本業務では、第1次及び第2次渡航時に、MEDの具体的な研修要望内容と専門分野ごとのエンジニア、テクニシヤンの技術レベル、MEDの実施体制等を確認・分析し、これをベースにMED大型ポンプ機場の維持管理に関する研修計画を検討する。

検討した研修計画に基づき、第3次渡航以降第8次渡航までの間で、現地研修を実施し、併せて研修カリキュラムの構築と必要教材の作成、TOT(Trainers of Trainee)体制の構築を行う。

加えて、MEDが有する全国ポンプ機場を対象とした基礎調査を実施し、基礎情報を収集整理の上、主要なポンプ機場に対して、同国が実施可能な整備計画の策定を支援する。なお、整備計画の具体的な方針、内容、目標時期については、同国国家計画等国家政策との整合性を取るものとする。

想定されるステージ毎の業務内容は次のとおり。

【事業実施準備（2019年2月～2019年5月）】

受注者が現地渡航して把握したエジプト側のニーズに基づき、JICAと確認の上、その結果をエジプト側と合意する。ここでは、第1次渡航、第2次渡航として、2回派遣×14日間×2人程度の現地渡航を想定する。

①業務計画書の作成（国内作業）

受注者は事業の業務計画書を和文で作成し、JICAと協議する。うち主なポイントを実施機関等へ説明するため、パワーポイントなどを用いて視覚的に理解し得る英文のプレゼンテーション資料を作成する。

②技術指導・研修プログラム案の協議（第1次渡航）

受注者は大型ポンプ設備に関する基本事項の調査・確認並びにエジプトMEDの研修ニーズの把握を通じ、MEDと研修の基本コンセプト及び概要を協議してまとめる。

また、現地のポンプ機場の一般的な診断（簡易な方法を提案）等を通じ、本業務の維持管理の対象とするポンプ機場を検討する。また、維持管理に関するエジプト民間業者との連携状況（政府職員と民間発注の区分）等も確認する。

本プロセスにおいて、MEDが必要とする技術指導のほか、技術の現状把握と技官・技師のニーズ汲み取りも目的とした技術セミナー（基礎的事項についての概論的研修）を1回、行う。技術セミナーは、期間2日間、参加人数約100名、開催場所首都カイロを想定する。

③実施機関能力向上プログラムの検討、準備（国内作業）

受注者は、第1次渡航より帰国後、エジプト側実施機関の能力向上の為の研修プログラムを最終化し、MEDと合意、プログラム実施開始準備を完了する（必要に応じて、エジプト国内の研修リソースとなる機関を確認し、本事業で実施する研修への講師派遣等の協力の調整を行う）。また、研修体制の運用やToTの講師役となり得るMED職員（技官・技師）を検討・選定する。

④実施機関能力向上プログラム実施（第2次渡航）

第1次渡航に引き続いての技術セミナーを1回開催（2日間、参加人数約100名、開催場所首都カイロを想定）、また、方針案の共有と合意形成を目的としたワークショップを1回開催（1日間、参加人数約100名、開催場所首都カイロを想定）する。

なお、本技術セミナー、ワークショップ開催費として、それぞれ定額で40万円を計上すること（本見積りとする事。）。

⑤今後の実施方針の策定（国内作業）

また、JICAに対し、受注者は本業務実施準備期間完了（2019年5月末）を目途に、活動状況や今後の実施方針を取りまとめ、業務進捗報告書としてJICAに提出する。

【研修実施・今後の方向性の検討（2019年6月～2021年2月）】

大型ポンプ機場の維持管理についての、MEDを主とする対象機関の能力強化の実施（第3次渡航から第8次渡航までの計6渡航）

なお、現時点では2019年6月から2021年2月の約20か月の期間、のべ6回の渡航を想定する。なお、同一時期に必ずしも3名が一緒に滞在する必要はなく、業務工程に沿って担当専門家がシャトル派遣を行うこととする。

① 事業実施準備において受注者が実施機関と合意した計画にそって研修を実施する。なお、現時点での想定は次のとおりであるが、実施機関の要望も踏まえJICA想定する研修実施期間の現地派遣人月の目途を目安に、柔軟に変更検討を行う。

(ア) 研修想定項目

- ・ポンプ機場の計画設計（基礎）（エンジニア）
- ・ポンプ機場の維持管理（エンジニア、テクニシャン）
- ・ポンプの振動診断と同期調整技術（中央ラボのエンジニア）

(イ) 研修実施期間

1スロット1～2週間程度。

1週目は座学中心、2週目は現地実習中心。あるいは、座学を1～2日、残りは現地での実習などにより1週間で実施するなど。

(ウ) 1回の渡航に係る作業目安

現地滞在期間1～2週間×2人

必要な研修準備作業に応じ国内作業日数を設定

②上記プロセスを通じ、ToT人材（研修講師）の育成、研修カリキュラム策定、教材の作成を行い、大型ポンプの維持管理に係る人材育成体制（TOT人材、研修カリキュラム、研修教材からなる研修制度）を構築する。

③ MEDが管理するポンプ機場の基礎情報を収集・整理し、課題点を抽出する。加えてポンプ機場の整備計画に関して、MEDと協議の上、実現可能なポンプ機場整備計画策定に関してMEDにアドバイスを行う。併せて、当該分野の我が国よる今後の協力の可能性についてMEDと協議し、上記業務の完了にあたって次期協力の方向性をJICAに対し提言する。本提言には、本邦技術の活用検討やJICAの適用スキームの検討結果を含めることとする。

【事業とりまとめ（2021年2月～2021年3月中旬）】（国内作業）

上記活動結果として、提言、教訓も含め、業務完了報告書にとりまとめ、JICAに提出する。

## 7. 報告書等

### （1）報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、前半は業務進捗報告書、後半は業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10日以内	和文：3部
業務計画概要 (パワーポイント)	契約締結後15日以内	英文：3部
業務進捗報告書	2020年5月中旬	和文：3部 英文：6部 CD-R：2枚
業務完了報告書	2021年3月中旬	和文：3部 英文：6部 CD-R：2枚

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAと受注者で協議、確認する。

#### ア) 業務計画書記載項目（案）

- a) 事業の概要（背景・経緯・目的）
- b) 事業実施の基本方針
- c) 事業実施の具体的方法
- d) 事業実施体制
- e) 各専門家のTOR
- f) 業務フローチャート
- g) 年度別活動方針及び活動方法
- h) 要員計画
- i) 先方実施機関便宜供与負担事項
- j) その他必要事項



イ) 業務進捗報告書 (案)

- a) 事業の概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) 事業実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) 事業目標の中間達成度
- e) 事業目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画

添付資料 (和文に添付する資料は英文でも構わない。)

- ①TOR
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画 (WBS等を活用)
- ④専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤議事録等
- ⑥その他活動実績

ウ) 業務完了報告書記載項目 (案)

- a) 事業の概要 (背景・経緯・目的)
- b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
- c) 事業実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
- d) 事業目標、成果の達成度
- e) 今後の協力に向けての提言

(2) 専門家業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したもの、議事録等についても、適宜添付の上、当機構に報告する。また、業務従事月報に限らず、JICAから報告の依頼があった場合には、都度簡易な報告資料を作成し、提出すること。

(3) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリストは、レポートの中に含めるか、含められないものについては別途資料集という形で提出する。

## 第4 業務実施上の条件

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本業務は、2019年2月から2021年3月末までの約26か月間とする。

(内訳：事業実施準備：2019年2月～2019年5月、研修実施・今後の方向性の検討：2019年6月～2021年2月、事業取りまとめ：2021年2月～2021年3月)

#### 2. 業務の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務の目途

全体約 10.93M/M

(内訳：事業実施準備期間：2.9MM、研修実施期間・今後の方向性の検討期間：7.53MM、事業取りまとめ期間0.5MM)

なお、効率的かつ効果的な実施方法を提案すること。

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。

(ア) 総括/ポンプ機場運営・維持管理（2号）

(イ) ポンプ機場基礎調査/計画設計（2号）

(ウ) 研修計画/業務調整

上記業務従事者は、期待される成果1に関連して、大型ポンプ維持管理に関する技術研修の実施、研修カリキュラムやToT体制の構築にあたる業務を「ポンプ機場運用・維持管理」専門家、および「研修計画」専門家が実施することを想定するものの、この技術研修の実施にあたって適切な研修内容を検討するために「ポンプ機場基礎調査/計画設計」専門家によって実施される調査結果を活用する。

期待される成果2に関連して業務は、「ポンプ機場基礎調査/計画設計」専門家が主に担当するが、収集された情報を分析する際に、「ポンプ機場運用・維持管理」専門家、および「研修計画」専門家の知見を活用する。

#### 3. 対象国の便宜供与

カウンターパートの配置

#### 4. 業務用機材

業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること（本見積りとすること。）。

#### 5. 現地再委託

ポンプ機場基礎調査に関連して、現地再委託することにより業務の効率、精度、質

が向上すると判断される場合は、現地再委託を認める（本見積りとすること）。現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこととする。

## 6. 安全管理

現状、エジプト政府によるロードマップにもとづいた政治プロセスの進展により、今後治安の安定化が見込まれるものの、ムスリム同胞団支持者やイスラム過激派組織の動向によっては治安が悪化する恐れもある。また、2016年10月に付加価値税の導入が決定され、同年11月に為替変動相場制が導入されるとともに、燃料補助金等の削減が決定されたことに対し、民衆のデモを呼びかける動きもあることから、社会的な動向について十分注意が必要である。

現地業務期間中の安全管理に務めること。現地の治安状況については、JICAエジプト事務所を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と緊密に連絡をとることとし、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国調達となった場合においても、緊急事態の対応が適切にとられるよう必要な措置を講じた契約を行うこと。

なお、JICA関係者にエジプトにおける最新の安全対策は以下に掲載となるため、常に最新の情報を得ておくこと。

### 【JICAの国別安全対策情報】

<https://www.jica.go.jp/about/safety/rule.html>

なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。また現地作業中における安全管理体制を技術提案書に記載し、全業務従事者を「たびレジ」に登録すること。

## 7. 配布資料

- 本案件要請書
- MED との本業務アウトライン確認文書

## 8. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

## 9. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上